

## 一般社団法人日本循環器学会 関東甲信越支部 Next Generation 部会内規

### (設置)

第1条 関東甲信越支部運営内規第13条に基づき、本支部に一般社団法人日本循環器学会関東甲信越支部 Next Generation 部会（以下、「本部会」という）を置く。

### (目的)

第2条 本部会は、循環器学分野における男女を問わず次世代の人材の確保及び多種多様な人材の共同参画の視点に立った教育・研究・就業体制を確立するため、企画・立案・実施に当たることを目的とする。

### (組織)

第3条 本部会は支部長直轄の部会とし、部会長1名、部会員若干名を以って組織する。

### (委員)

第4条 部会長は役員以外の40代の支部会員とし、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 部会員は、大学及び主要病院から持ち回りで推薦し支部長が委嘱する。

3. 部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。

### (委員会)

第5条 本部会は部会長が召集し、議長となる。

2. 本部会の審議事項は、役員会に報告し、承認を得なければならない。

### (業務)

第6条 本部会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

1) 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携

2) 地方会での Next Generation 部会セッション等の企画立案・実施

3) 若手循環器内科医のリクルート活動の実施

4) その他必要な業務

### (計画・予算)

第7条 部会長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に役員会に諮らなければならない。

### (報告)

第8条 部会長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期部会へ引き継がなければならない。

### (改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和8年7月1日より施行する。